

2020年8月11日
関西高速鉄道株式会社
代表取締役社長 新井 純

大阪都市計画都市高速鉄道なにわ筋線の都市計画事業認可について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、大阪都市計画都市高速鉄道事業について、大阪府知事の認可の告示（令和2年8月7月付け大阪府告示第1218号）がありましたので、次のとおり公告します。

この公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする方は、同法第67条第1項の規定により、所定の事項を書面で関西高速鉄道株式会社に届け出が必要となります。

1 施行者の名称

関西高速鉄道株式会社

2 事務所の所在地及び名称

大阪市福島区福島三丁目14番24号

福島阪神ビルディング11階 関西高速鉄道株式会社

3 事業地の所在

（大阪都市計画 都市高速鉄道事業 なにわ筋線）

(1) 収用の部分

大阪市北区梅田三丁目、福島区福島六丁目、中央区難波四丁目並びに浪速区元町一丁目、難波中一丁目及び戎本町一丁目地内

(2) 使用の部分

大阪市北区梅田三丁目及び中之島四丁目、福島区福島一丁目、福島二丁目、福島五丁目及び福島六丁目、中央区難波二丁目、難波四丁目及び難波五丁目、西区土佐堀一丁目、江戸堀一丁目、京町堀一丁目、靱本町一丁目、西本町一丁目、阿波座一丁目、立売堀一丁目、新町一丁目、北堀江一丁目及び南堀江一丁目並びに浪速区湊町一丁目、難波中一丁目、難波中二丁目、敷津東一丁目、敷津東二丁目、敷津東三丁目、戎本町一丁目及び戎本町二丁目地内

<お問い合わせ先>

関西高速鉄道株式会社事業調整部

電話：06-6485-8913

FAX：06-6485-8726(共通)